

議案の訂正について

件名 議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

令和元年8月30日提出した上記の議案を、別紙のとおり訂正し
たいから、亀山市議会会議規則第18条第1項の規定により承認を
求める。

令和元年9月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市議会議長 小坂 直親 様

別 紙

訂正箇所一覧表

訂正箇所一覧表

訂正箇所	訂正前	訂正後
第14条第1項の改正規定中	「いい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「いう」に、「及び第19条」を「、第19条及び第36条第3項」に、	「いい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「いう」に改め、「この項及び第19条において」を削り、
第35条第3項の改正規定中	同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。	同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。
第36条第3項の改正規定中	同号イ（イ）中「を除く」となるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。	同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。
第50条の改正規定中	「教育・保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）」と、	「教育・保育認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）」について」と、
	「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、	「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、

訂正箇所	訂正前	訂正後
第51条第3項の改正規定中	第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む」に改め、	第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ」に改め、
第52条第3項の改正規定中	特定満3歳未満保育認定子ども 満3歳以上保育認定子どもに係る	特定満3歳以上保育認定子ども 満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る
本則に1章を加える改正規定(第58条を加える部分に限る。)中	施設等利用給付認定子ども	施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)
本則に1章を加える改正規定(第60条を加える部分に限る。)中	施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。)	施設等利用給付認定子ども